

## 【研究ノート】

# 「のれん」の会計処理に関する日本の 基準設定過程の再考

— 企業会計審議会第一部会の議事録を通じて —

宮 原 裕 一

## 目 次

- I はじめに
- II 企業会計審議会第一部会の概要
- III 第一部会議事録（論点整理公表まで）
- IV 第一部会議事録（会計基準公表まで）
- V おわりに

## I はじめに

現在、国際的に「のれん」（特に、買入のれん）の会計処理、特にはのれんの事後の会計処理について国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）を中心に議論が再燃している。

2015年2月のIASB会議では「のれんの事後の会計処理」、具体的には、減損のみアプローチ（impairment-only approach）と償却・減損アプローチ（amortisation and impairment approach）の相対的な利点に関する論点が、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）第3号「企業結合（Business Combinations）」の適用後レビューに関するフォローアップ作業の一環として調査研究アジェンダに追加された（IASB [2015]）。その後、審議が継続された結果、2017年12月のIASB会議ではのれんの償却の再導入を検討しないことを決定した（IASB [2017]）。

しかしながら2018年7月のIASB会議では、「のれんの会計処理の簡素化」を目的として、のれんの償却を再導入するかどうかを検討するという決定につ

図表 1 IASB におけるのれんの事後の会計処理の議論（2021 年 11 月現在）

IASB 会議	IASB 会議での決定内容等
2015 年 2 月	減損のみアプローチと償却・減損アプローチの相対的な利点に関する論点を調査研究アジェンダに追加する。
2017 年 12 月	のれんの償却の再導入を検討しないことを決定する。
2018 年 7 月	「のれんの会計処理の簡素化」を目的として、のれんの償却を再導入するかどうかを検討することを決定する。
2019 年 6 月	減損のみモデルを維持すべきであるという予備の見解に至るが、継続的にのれんの償却の再導入の検討を継続する。
2021 年 7 月	のれんの償却を再導入するかどうかに関する予備の見解について再審議する。
2021 年 9 月	減損のみモデルを維持すべきであるという予備の見解について再審議することとなる。

いて、14 名のうち 8 名賛成・6 名反対という結果を得た（IASB [2018]）。このように、わずか 1 年足らずで「のれんの会計処理の簡素化」を目的としたものであるものの、のれんの償却を再導入するかどうか議論の俎上に載せられたことになる。

その後、審議が継続された結果、一転して 2019 年 6 月の IASB 会議では、のれんの償却を再導入する提案を開発せず、のれんの事後の会計処理として、減損のみモデル（impairment-only model）を維持すべきであるという予備の見解に至ったが、14 名のうち 8 名賛成・6 名反対という結果を得たことから、のれんの償却を再導入するかどうか（減損のみモデルを維持するかどうか）が継続して検討されることとなった（IASB [2019]）。

2021 年 7 月の IASB 会議では、のれんの事後の会計処理、特にのれんの償却を再導入するかどうかに関する予備の見解について再審議した（IASB [2021a]）。しかしながら、その後の審議を踏まえて 2021 年 9 月の IASB 会議では、のれんを会計処理するための減損のみモデルを維持すべきであるという予備の見解について再審議することとなった（IASB [2021b]）。

以上の内容を図表 1 に整理したが、のれんの事後の会計処理について IASB での議論が揺れ動いていることがわかる。もちろん、のれんの事後の会計処

図表2 のれんの事後の会計処理の国際比較

日本基準	IFRS・米国基準
償却・減損アプローチ	減損のみアプローチ

図表3 ASBJによる意見発信

公表年月	意見発信時の公表物
2014年7月	EFRAG・OICとの共同ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか-のれんの会計処理及び開示」
2015年5月	リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」
2016年10月	リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」
2017年6月	リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」
2020年3月	HKICPAとの共同リサーチ・ペーパー「のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新」

理に関する議論はIASBにとどまらず、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）がIASBと米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）がのれんの会計処理について相互に密接して協力し、IFRSと米国会計基準の整合性が維持・強化されることを奨励する声明を出す（IOSCO [2021]）など、会計基準の国際的なコンバージェンスの追求が求められている。

このように、のれんの会計処理について国際的なコンバージェンスの追求が求められているなかで、日本の現在地は図表2のとおり大きな隔たりがある。しかし日本の会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）は、図表3のとおり、2014年7月に欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）・イタリア会計基準設定主体（Organismo Italiano di Contabilità: OIC）との共同のディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか-のれんの会計処理及び開示」、2015年5月にリサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」、2016年10月にリサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」、2017

「のれん」の会計処理に関する日本の基準設定過程の再考（宮原）

年6月にリサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」、2020年3月に香港公認会計士協会（Hong Kong Institute of Certified Public Accountants: HKICPA）との共同リサーチ・ペーパー「のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新」を次々と公表している。またASBJは、IASBやFASBのコメント募集に対してコメントを送付している<sup>(1)</sup>。

以上のとおり、国際的なコンバージェンスの追求が求められているなかで、日本が潮流に逆らってまで償却・減損アプローチにこだわる理由の根底にどのような考え方があるのかについて、本研究ノートであらめて問うことを目的とする。なお、本研究領域においては多様な先行研究が蓄積していることに鑑みて、本研究ノートは現在の日本の会計基準（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」）の基礎的な考え方が構築された企業会計審議会第一部会の議論を、議事録を通じて精査し、その根底にある考え方を導出することを研究方法の独自性とみなしている。

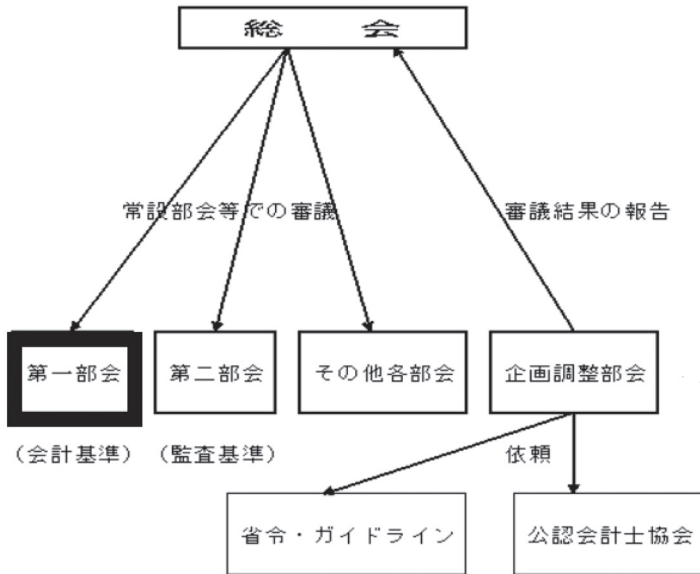
## II 企業会計審議会第一部会の概要

2000年5月、企業会計審議会は企業会計審議会総会を開催し、「今後、『企業結合会計』について、幅広い観点から審議を行う」（企業会計審議会 [2000a]）こととした。

2000年7月、企業会計審議会は企業会計審議会総会を開催し、若杉明会長から「当審議会に……第一部会……という常設部会を……設置することといたしたいと思います。また、審議事項につきましては、5月12日の総会でお決めいただきましたとおり、第一部会では今後「企業結合会計」を御審議いただき……たいと思います。」（企業会計審議会 [2000b]）という発言があり、本研究ノートが対象とする「のれん」を含む「企業結合会計」については第一部会で審議されることとなった。なお、企業会計審議会における第一部会の位置づけは図表4のとおりで、常設部会で会計基準の審議を行う部会となっている。

第一部会は図表5のような審議を辿り、図表6の委員により当初審議された。

図表 4 第一部会の位置づけ



出所：企業会計審議会 [2000a]

図表 5 第一部会での審議過程

年月日	主な出来事
2000年9月8日	第1回部会開催
2001年7月6日	「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」公表
2003年8月1日	「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」公表
2003年10月21日	第29回部会開催
2003年10月31日	「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」, 「企業結合に係る会計基準」公表

図表 6 企業会計審議会第一部会名簿（2001年2月2日時点）

	氏名	現職（当時）
部会長	斎藤 静樹	東京大学教授
部会長代理	神田 秀樹	東京大学教授
委員	安藤 英義	一橋大学
	伊藤進一郎	住友電気工業(株) 代表取締役副社長
	大塚 宗春	早稲田大学教授
	北村 敬子	中央大学教授
	辻山 栄子	武蔵大学教授
	中島 公明	(財)企業財務制度研究会専務理事
	中村 芳夫	(社)経済団体連合会常務理事
	森 金次郎	日本税理士会連合会会長
	八木 良樹	(株)日立製作所代表取締役副社長
臨時委員	葛馬 正男	東レ(株) 常務取締役
	黒川 行治	慶應義塾大学教授
	小宮山 賢	公認会計士
	西川 郁生	日本公認会計士協会常務理事
	万代 勝信	一橋大学教授
	山田 辰己	公認会計士
専門委員	引頭 麻実	(株)大和総研シニア・アナリスト
	梅山 勉	(株)住友銀行財務企画部次長
	大日方 隆	東京大学助教授
	長坂 武見	ソニー(株) 経理部連結管理担当部長
幹事	金井 沢治	公認会計士
	原田 晃治	法務省民事法制管理官
	松岡 寿史	公認会計士

出所：企業会計審議会 [2001a] を一部追加修正

### Ⅲ 第一部会議事録（論点整理公表まで）

以下では、論点整理公表までの議事録のなかで、本研究ノートの考察範囲にかかわる審議での発言を取りあげていく<sup>(2)</sup>。なお、発言者は議事録のとおり記載している。

#### 1. 企業会計審議会第1回第一部会（2000年9月8日開催）

斎藤部会長は、「企業結合会計については、アメリカや国際会計基準委員会において、現行の会計基準の見直しについて検討されているところでございます。また我が国では、最近の商法改正により、持株会社創設手続や株式交換制度が整備されている状況にあります。このような内外の動きを踏まえ企業結合会計が審議事項として決定されたところでございます。」と述べているように、国際的潮流および国内事情をもとに会計基準設定の機運が高まっていることを説明している。

#### 2. 企業会計審議会第4回第一部会（2000年12月8日開催）

会計実務（米国基準採用）の観点から長坂参考人は、「Goodwillの償却年数を決定しております。現在の米国会計基準は40年以内とされておりますが、FASBの公開草案では20年内、IASも20年以内、日本の連結原則も20年以内と、世界的にはそのような形になっております。最近の米国企業のGoodwillの償却年数について調べたところでは、そう言いつつも、やはり20年を超えるものが多いというのが実態ではございます。実際、過去当社でも40年を使っておりますけれども、会計基準の動向から見て20年以内が趨勢になっていることと、SECがやはり最近では20年を超える償却期間の設定を疑問視をしているという話も聞いております。このような状況を考慮し、社内的な理由づけをいたしまして、20年での償却を決定しております。」というように、当時の米国においては償却期間を40年と長期的に設定するよりも20年以内として償却費計上の実務が好まれていたことがわかる。

「のれん」の会計処理に関する日本の基準設定過程の再考（宮原）

上記説明を受け、若杉企業会計審議会会長は、「ご説明ではシナジー効果を考えてとのことでしたが、シナジー効果と20年の関係についてもう少し詳しくご説明いただけますか。」と、のれんのシナジー効果に関する実務の考え方を問い、長坂参考人は「個別の被買収企業ののれんから見ると、果たしてその20年が正当化できるかという議論が社内で行われていました。……そのときにシナジーを考えて、ソニーグループとして永続とは言いませんが、今後シナジー効果によって収益を高め続けていく場合には、そこまでの根拠を提示し得るのではないかと……。そのようにシナジーを考えた場合にはもう少し長くなるのではないかとということで20年が出てきた」と指摘し、のれんの本質をシナジー効果と捉え、のれんの償却期間20年に至ったことが示されている。

### 3. 企業会計審議会第5回第一部会（2001年2月2日開催）

長坂委員は「のれんを償却しないでそのまま残しておくというのは、実際には物があるものではないものをいつまでも残しておくというのは問題ではないかなと思っていて、FASBの今回の仮決定は、余りよくないような感じを個人的には抱いています。もうひとつの理由としましては、減損処理をするということですけども、当社は過去に金額の大きな減損処理をしまして、どちらかという苦い経験があります。減損処理だけにして、多分毎年は何も出てこなくて、大きな金額がある年度に損失として出てくるというのは問題ではないかなと個人的には考えております。」と指摘し、特定の年度だけに損失が集中する減損処理のみアプローチの問題点を説明している。

### 4. 企業会計審議会第6回第一部会（2001年3月9日開催）

八木委員は2001年2月の米国の公開草案を受け、「のれんの会計処理は、ついこの間までは償却資産との認識でございましたけれども……アメリカの先月の公開草案では償却禁止を提案しているわけでございます。償却禁止とした上で評価減の会計処理を義務づけているわけでございますが、これではある日突然、評価減による損失計上を余儀なくされるということで、経営的にも非常に



難しい面があると思っております。のれんは時の経過によって償却する方が望ましいのではないかというのが私どもの見解でございます。」と指摘し、特定の年度だけに損失が集中する減損処理のみアプローチの問題点を説明している。

#### 5. 企業会計審議会第7回第一部会（2001年4月6日開催）

渡辺参考人は実務の実態という観点から、「のれん償却が実態に合っていない部分というのは確かにあります。つまり、DCF計算の中でターミナルバリューの考え方があります。DCFで5年間計算して、5年間プロジェクトンをつかって、5年目の価値をどうするか。この価値が全体の価値の7割くらいを占めるわけです。この価値は基本的な考え方から言うと減損しない、ずっと続くという考え方があるわけです。その意味から言えば、よほど経営を間違えない限りは買った会社の事業価値はミニマムの部分がずっと維持される。それをまた売ったときに償却が既に済んでいるから売却益が出るというのは実態から見ると若干おかしいというのが私が常々感じてきたことなので、その意味から言うとのれんを償却しないというのは一見奇異に聞こえる、あるいは経済界に対してFASBが妥協したかのような印象があるかもしれませんが、私は実務的にはむしろDCF計算をやって買収価格全体を決めてしまって、その後で個別的な評価をやるという実務の実態から見ると、むしろ実務の実態に合っている、より実態に近づけようという考え方があるように思えます。」と指摘し、実態に近づけることが実態のある企業情報開示になるかは異なるとしながらも、のれん償却が実務の実態を示していないことを指摘している。

他方、大日方委員は理論的観点から、「アメリカの提案は通常の減損処理だったらのれんを優先的に切り下げると言うことを言うのですが、それは通常の償却をしないということとかなり矛盾しているわけです。さらに難しいのは、従来なぜ償却してきたかという、取得時に存在したのれんはそれ以上何もしなければ必ず劣化する。年数はわからないけれども、必ず劣化する。それが維持されたり増加したりするのはその後の追加投資でのれん価値をメンテナンスしているか高めているのであって、少なくとも買ったときのものは放っておけば

「のれん」の会計処理に関する日本の基準設定過程の再考（宮原）

劣化する、だから償却するという議論になっているわけです。そうすると、それを償却しないというのはその後の追加的な投資支出によって当初の価値が維持されていると考えることであって、それは自己創設のれんの計上と全く同じ」と指摘し、取得後ののれんは追加支出によって自己創設のれんに転化していることから償却の必要性を説明している。

## 6. 企業会計審議会第8回第一部会（2001年4月27日開催）

大日方委員は論点の明確化として、「直近のFASBの提案ですと、通常はのれんを償却しないでにおいて、減損テストにかけて減損分だけ処理していくという処理になりますが、それが果たして理論的に問題がないのかということの主たる問題意識として議論してあります。……ここでの主たる意識は非償却がいかどうかという点に問題意識が集中しております。」と指摘し、減損のみアプローチが適切であるか否かを論点として明確化し、「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」での論点整理につなげている。

## 7. 「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」（2001年7月6日公表）

「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」では、次のとおり論点が整理されている（企業会計審議会〔2001b〕Ⅲ3（2））。

のれんについては自己創設のれんを計上しないという企業会計の基本原則との整合性に留意しつつ、のれんの事後の会計処理を検討しなければならないことを明記し、次の2つを会計処理の主候補として整理している<sup>(3)</sup>。

- (1) 定期的に期間配分して償却する
- (2) 通常は償却せず、減損処理をする

上記(1)については、あらかじめ定めた一定の計画に従って定期的に償却する原則に従えば説得力があるが、償却年限をどのように決めたらよいかという論点があることが指摘されている。

上記(2)については、減損一般の会計処理との関係が問題になるが、研究の蓄積が少ないことが指摘されている。また、のれんの本質を「超過収益力」

とみるなら、競争の進展による価値減耗性を無視する非償却の処理は批判され、超過収益力が維持されている場合でも追加投資による自己創設のれん計上に実質的に等しいと批判されている。

## 8. 小括

他の会計基準では、国際的な会計基準のコンバージェンスが声高に叫ばれて同調した会計処理が日本基準として取り込まれていたのに対して、企業結合会計では「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」に至るまで、議事録から米国会計基準を意識していたことは推察されるが、米国会計基準が償却から減損のみアプローチに舵を切り替えても追隨することなく、基本的な審議の流れとして会計理論的にも会計実務的にも、のれんの事後の会計処理として「償却」を適用することが望ましい見解が多数を占めていたことがわかる。

## IV 第一部会議事録（会計基準公表まで）

以下では、「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」公表以後、会計基準公表までの議事録のなかで、本研究ノートの考察範囲にかかわる審議での発言を取りあげていく<sup>(4)</sup>。なお、発言者は議事録のとおり記載している。

### 1. 企業会計審議会第 12 回第一部会（2001 年 9 月 14 日開催）

「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」に対するコメントは団体 6 件・個人 2 件、計 8 件であり、これに関連して辻前企業会計専門官は「資産計上して規則償却（加えて減損処理）をすべきであるとするご意見をいただいております。『のれんを一定の償却期間にわたり定額償却する場合でも、収益性の低下により投資額を回収する見込みがないことが明確になった場合には、他の資産と同様に、減損処理が行われるべきである』とするご意見をいただいております。次に、償却期間の具体例についてもご意見をいただいております。『適正なのれんの償却期間の決定は困難であるので、20 年以内でなるべく

「のれん」の会計処理に関する日本の基準設定過程の再考（宮原）

短い期間を設定するべきである』とのご意見をいただいております。」などを指摘し、規則償却に加えて減損処理すべきというコメントを紹介している<sup>(5)</sup>。

## 2. 企業会計審議会第13回第一部会（2001年10月5日開催）

IASBがのれんの事後的会計処理について、非償却・減損処理を前提とした会計基準改定へ動いていることに関し、山田委員は「減損処理だけにして償却を禁止する論拠ですが……多くのれんでは耐用年数を明確に決定することができなくて、20年とか何年という恣意的に決められた年数で償却するのは不合理であるということに基づいて、ある厳格なルールで、減損を認識するルールを明確化して、その減損が認識されたときに落とすのが合理的ではないかという理由づけ」がなされたIASB内の状況を説明している。

これに関して大日方委員は、「恐らくアメリカのルールが手本になっているので……減損の判定単位についてお聞きしたいのですけれども。合併で生じたのれんを、その後、減損しているか判定する場合の単位は、被合併会社を単位としてやらないと、合併会社が生み出したのれんが紛れ込んで、自己創設のれんの計上になりかねない。……ところが、同業で結合していますから、それは多分事実上不可能な話ですね。そうすると、これは恐らく、減損テストというのがもう必然的に持っている自己創設のれんの計上という問題を内包しているのではないかと思うのですが」と指摘し、合併会社で計上されているのれんには純粋な被合併会社ののれんだけでなく、合併会社の自己創設のれんが含まれかねないことに警鐘を鳴らしている。

これについて斎藤部会長も、「のれんの償却をしないという方法を選択したときには、結合後ののれんを維持するための支出がのれんの勘定に振りかわって、自己創設のれんを計上する結果になるということ自体は、そのことだけであれば、これはアメリカも既に認めているわけですが、今の大日方委員のご指摘は、合併した側、取得した側が結合時点以前からつくり出していたのれんが、結果的に結合後ののれん勘定に計上されるという、そういう意味の自己創設のれんの可能性をおっしゃっているわけで、それを排除することは、実はアメリ

図表 7 規則償却と減損適用（非償却）のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
規則償却	超過収益の実現パターンに応じて資産を償却することは現在の企業会計では行われておらず、あらかじめ定めた一定の計画にしたがって規則償却するのが原則とされている。また、規則的償却に替わるのれんの減損額の算定方法を、別途に定める必要はない。	償却年限をどう決めたらよいかという論点がある。のれんの償却費の持つ意味は投資家にとって乏しく、また、のれんは減価するとしても規則的なものではなく、その有効経済年数を予測することは困難である。
減損適用	のれんの価値が維持されているということは、経営者がのれんの価値を維持し、投資に対するリターンを生んでいるという事実を適正に表す。	企業会計審議会 [2001b] III 3 (2) 本研究ノート III 7 (2) 参照。

出所：企業会計審議会第 17 回第一部会議事録をもとに作成

かの減損テストのやり方では、事実上不可能に近いだろうということをおっしゃっている」と指摘し、上記の考えに同調している。

### 3. 企業会計審議会第 17 回第一部会（2002 年 2 月 22 日開催）

規則償却と減損適用（非償却）のメリットとデメリットについて、金井委員は図表 7 のように説明している。また、規則償却の論拠について、①収益費用対応のため、②取得したのれんの自己創設のれんへの転化回避のため、③一定期間にわたる償却が代替的選択肢の中なかでもっとも合理的のため、④のれんのうち価値の減価しない部分だけを切り出すのは困難と言えるため、という 4 点を説明している。

さらに、のれんの償却を 20 年以内の期間にわたる償却とする理由として、①諸外国の既存の会計基準で広く採用されてきたため、②長期計画の期間が 20 年を超えることはまれであるため、③割引率を考慮した場合、20 年目以降の現在価値の重要性は低いと言えるため、④ 20 年を超える期間にわたる償却は、実質的に「非償却」の要素が強くなるため、という 4 点を説明している。

以上の金井委員の説明を受け、万代委員は「基本的には期間利益計算の観点からのれんを位置づけようという、そのような観点だとまずとらえてよろしいのでしょうか。」と問い、金井委員は「そうですね、規則的に償却という裏側にはやはり収益との対応関係を重視していると申し上げてよいかと思います。」と回答している。このように、収益費用中心観からのれんを捉えようとしていることがわかる<sup>(6)</sup>。

これに関して万代委員は、「減損処理するということは、減損を認識したところだけに費用を計上するということになるわけですね。そうすると、本来前のも少しずつは減ってきていたんだというように考えれば、あまり期間損益を重視したやり方とは私には思えないということがあります。それと、もしかするとアメリカはB/S重視といいますか、資産負債アプローチといいますか、そのような観点から減損処理を積極的に考えているのか。」と指摘し、米国基準は資産負債中心観からのれんを捉えている可能性に言及している。

ここで、Wolk et al. [2008] が指摘するように、経済要因が政治要因を通じて間接的に会計理論に影響を与えることについて審議が展開された。

伊藤委員は、「アメリカがこのようなのれんの償却についての考え方を変えた。そのあたりの経営の実態とどう結びついているか。これはもう政治問題だと解釈するのか、経営の実態とこのような会計の理論というのは相当やはり相関関係があるのかどうかについても、これはこの場で今すぐではなくてもいいですけれども、よく検討する必要があるのではないかというように感じます」と指摘し、会計の政治化についても検討すべき課題であることを提示している。これについて齋藤部長は、「こののれんの問題について直接のきっかけは既にご承知のとおりであって、FASBが持分プーリングを廃止してパーチェスに一本化しようとしたときに議会によって止められた。その状況を打開するために政治的な妥協として、パーチェス一本化を進めさせてもらう代わりにのれんの償却については勘弁してもらう、それはやらなくていいと。そのような一種の取引をしたというのが政治的な状況ではあります。ただ、……周囲を説得しなければいけませんから、何か理屈があったのかも知れない。それは十分

慎重に考える必要が私はあると思います」と指摘し、会計の政治化を認めつつ会計基準設定の背景にある理論の存在について慎重に検討する必要性を述べている。

そのうえで斎藤部会長は、情報開示者に説得できるような理論を米国基準はほぼ持ち合わせていないことを指摘する反面、グローバリゼーションのなかでは理論が変でも合わせていかざるを得ない面もあり、どのような選択をすべきかについて議論をお願いしている。

#### 4. 企業会計審議会第18回第一部会（2002年3月29日開催）

大日方委員は、「償却をした上で減損テストをするということはかなり受け入れがたい、海外からみておかしいことなのかどうか」について山田委員に質問し、山田委員は「償却をした上で減損をやるということはいかがかということについては、まず償却の年数を決めること自身がアービトラリーだという主張が基本的にはあります」と回答し、日本国外から見て減損のみアプローチに償却を加味することは、償却年数の決定に恣意性が介入するゆえに否定的であることが説明されている。

#### 5. 企業会計審議会第21回第一部会（2002年7月5日開催）

八木委員は、「現在の国際会計基準並びにFASBの説明ですと、のれんの償却には情報価値がない、その一点を繰り返しているわけですがけれども、これは事実をみれば、米国の会計基準の公開草案でも、当初は償却が提案されていた。これが政治的な過程で減損一本になったことは明らかですから、それを国際的調和化ということで、のれんを減損するということもセットでそのまま日本が受け入れるということは、あり得ないのかなという感じがいたします。もしそうすると、今後はどこか強いところで基準を決めてもらって、それを受け入れればよいという構図になりかねないので、強いいい方をすればですね。その点は慎重に検討する必要があるのかなという感じがいたします。」と指摘し、米国基準はあくまで政治的な帰結に過ぎず、国際的な調和化ということで

「のれん」の会計処理に関する日本の基準設定過程の再考（宮原）

アドプションするなら、他にも波及するおそれがあることを指摘している。この意見について、伊藤委員も「ここはやはりわれわれが今まで長々とこの検討をしてきたということをもう一度踏まえて、その方向を正しいと思ってやるべきではないか」と同調している。

これを受けて、斎藤部会長は「基本的なスタンスは、私は、できるだけ国際的に調和できるものは調和すべきだと思いますけれども、その上でなおかつ調和できないといえますか、議論しなければならない論点があるかどうか、それが基本的な問題だと思います」と指摘し、国際的な調和化が基本路線であることを確認しつつも、基本的な問題は議論する必要性のある論点があるかどうかであることを述べている。

#### 6. 企業会計審議会第 22 回第一部会（2002 年 10 月 4 日開催）

八木委員は、「償却禁止、減損処理だけという SEC の基準には納得できませんし、ここへ来て非常に米国でもバブルの崩壊以降、いろいろな現象が出ておりますが、果たして、この荒波の中を乗り切れるのかなという感じ、これは日本企業にもいろいろ及んでいますが、そのような感じもする」と指摘し、のれんの会計処理を定めた米国基準が好景気の時に作成されたことを含め、不景気の現在に適合しうるのか疑問を投げかけている。

図表 8 ワーキンググループのメンバー

会議	メンバー
2002 年 10 月～11 月の期間中に 5 回開催	辻山委員・遠藤委員・黒川委員・小宮山委員・万代委員・逆瀬委員・都委員・市川委員・金井委員・松岡委員

出所：企業会計審議会第 23 回第一部会議事録をもとに作成

#### 7. 企業会計審議会第 23 回第一部会（2002 年 12 月 6 日開催）

前回の第一部会以降、部会内にワーキンググループ（メンバーは図表 8 参照）を設置し、検討した結果が説明された。

金井委員から、「のれんは、20 年以内の期間にわたって、定額法その他の合



理的な方法により規則的に償却する。また……規則償却と減損の併用ということになる」という検討結果が示された。また結論に至った根拠として、「企業結合の場合……の経済的な同一性に着目し、正ののれんと投資差額（連結調整勘定）の会計処理との整合性をとる観点から、規則的な償却が合理的であると判断いたしました。」と指摘し、規則的償却のメリットとして、第17回第一部会での説明（本研究ノートⅣ3参照）を述べている。他方、減損のみアプローチの問題点として、2点は企業会計審議会[2001b]Ⅲ3(2)での説明（本研究ノートⅢ7(2)参照）であり、1点追加されたのが「減損処理を実施するためには厳格で適用可能な減損レビューの方法の確立が不可欠であります、その実行可能性には疑問点が残る」という説明であった<sup>(7)</sup>。

#### 8. 企業会計審議会第25回第一部会（2003年2月20日開催）

長坂委員から、実務的としてどのような条件で20年以内という合理的な有効な期間を定めるのかという基準について質問があり、辻前企業会計専門官は適用指針レベルの話にならざるを得ないことを回答している。

この後、26・27回第一部会で文言調整が行われ、2003年8月1日に「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」が公表されたが、公開草案へのコメントは21件の内容は本研究ノートとの関連性は低いため、本研究ノートでは取り扱わないこととする。

#### 9. 小括

「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」以後も「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」・「企業結合に係る会計基準」公表に至るまで、議事録から特に米国会計基準を意識していたことが推察され、米国会計基準が政治的帰結となったことを批判する論調がみられた。そのなかで、減損のみアプローチの問題点（自己創設のれんの計上など）や規則償却の優位性が説明され、会計論理的に優れていない国際的な調和化の潮流に沿うことは他の会計基準設定に悪影響を及ぼすことが言及されていた。

## V おわりに

国際的なコンバージェンスの追求が求められているなかで、日本が潮流に逆らってまで償却・減損アプローチにこだわる理由の根底にどのような考え方があるのかについて、本研究ノートであらめて問うことを目的として議事録を整理してきたが、特に政治的帰結に至った米国会計基準に対する会計理論上の優位性の認識が当該理由の根底にあったことが推察される。

本研究ノートで整理した内容は統一感をもったものではなく、また本研究ノートの成果が現況にどの程度の貢献を果たせるかについては十分な検討がなされておらず、今後の本格的な研究において課題解決を図っていく必要がある。

### 注

（謝辞）本研究ノートは、国土舘大学経営研究所中期事業計画の助成を受けた研究成果の1つである。

- （1）例えば、ASBJ [2019] ; [2020] がある。
- （2）議事録は、[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyoutop\\_gijiroku.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutop_gijiroku.html) より入手可能である（最終閲覧日：2021年12月15日）。
- （3）「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」では2つの会計処理方法以外に、①「払込資本（拠出資本）から控除する」会計処理、②「留保利益から控除する」会計処理、③「即時に償却する」会計処理の3つがあり、①・②については採用することが困難であり、③は有力な反対説があることを示している（企業会計審議会 [2001b] III 3 (2)）。
- （4）議事録は、[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyoutop\\_gijiroku.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutop_gijiroku.html) より入手可能である（最終閲覧日：2021年12月15日）。
- （5）鉄鋼連盟の意見について都委員は「『のれんの処理』につきましては、規則的に償却すべきという意見で一致しております。」と規則償却を推している。
- （6）引頭委員は、P/Lを通した形での償却が望ましいと次のように指摘している。すなわち、「今アメリカのマーケットでもそうなのですが……株価はものすごく下がりますよね。ところがバランスシート、いわゆるBPSというのですか、1株当たり純資産と株価の差というのがどんどん広がっていく傾向に、要するにバランスシートが株価の下落に追いついていかないわけなんです。これは

やはり投資家等にとってはすごくミスリードする材料になってしまう。それになるだけ時間的な差が、ラグがないような形で処理するには……期間償却とそれから減損の組み合わせとというのが何となくいいのかなと、私たちからすれば「使いやすい」と指摘している。

- (7) 金井委員は、「もう一つの可能な選択肢といたしまして、『規則的な償却』と、『規則償却をせず、のれんの価値消滅時に減損処理をする』という方法の選択適用を認めてはどうかという議論もいたしましたが、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから、好ましい方法ではないというように判断いたしました。」と説明している。

## 参考文献

企業会計基準委員会 [2019] 「コメント募集『識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理』に対するコメント」

(<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20191011.pdf> より入手可能: 最終閲覧日 2021年12月15日, 以下のホームページ最終閲覧日は同日である。)

企業会計基準委員会 [2020] 「ディスカッション・ペーパー (DP/2020/1)『企業結合一開示、のれん及び減損』に対するコメント」

(<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20201228.pdf> より入手可能)

企業会計審議会 [2000a] 「企業会計審議会総会の開催について」

([https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/top.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/top.htm))

企業会計審議会 [2000b] 「企業会計審議会総会議事録について」

([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyou/gjijiroku/soukai/f-20000823\\_2.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/gjijiroku/soukai/f-20000823_2.html))

企業会計審議会 [2001a] 「企業会計審議会第一部会名簿」

([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyou/tosin/f-20010202-1b.html#dai1](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/tosin/f-20010202-1b.html#dai1))

企業会計審議会 [2001b] 「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」

International Accounting Standards Board [2017], IASB Update December 2017.

(<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2017/iasb-update-december-2017/>)

International Accounting Standards Board [2015], “IASB Update”, IASB Update Newsletter, February 2015.

(<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/updates/iasb/2015/iasb-update-february-2015.pdf> より入手可能)

International Accounting Standards Board [2018], IASB Update July 2018.

「のれん」の会計処理に関する日本の基準設定過程の再考（宮原）

(<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2018/iasb-update-july-2018/>)

International Accounting Standards Board [2019], IASB Update June 2019.

(<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2019/iasb-update-june-2019/>)

International Accounting Standards Board [2021a], IASB and joint IASB-FASB Update July 2021.

(<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2021/iasb-update-july-2021/>)

International Accounting Standards Board [2021b], IASB Update September 2021.

(<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2021/iasb-update-september-2021/>)

International Organization of Securities Commissions [2021], “IOSCO Statement on Enhancing Collaboration between the IASB and the FASB on Accounting for Goodwill”, Media Release, 06/2021.

(<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD672.pdf> より入手可能)

Wolk, H. I., James L. D. and John J. R., [2008], Accounting Theory: Conceptual Issues in a Political and Economic Environment, 7th edition, Sage Publications, Inc.